

## 令和8年度ビジネス誌等を活用した広告掲載業務 業務委託仕様書

### 1 業務名

令和8年度ビジネス誌等を活用した広告掲載業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 3 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、下記「4趣旨・目的」を踏まえた受託者の事業提案を求めるものである。

### 4 趣旨・目的

首都圏をはじめとする市外企業の経営者層等を対象に、本市のビジネス都市としての特色や魅力等を広く周知することにより、本市のビジネス都市としてのイメージ向上を図り、企業の誘致に繋げる。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 業務内容

以下の条件に沿って、誌面及び電子版での広告を実施すること。

- ・ 誌面：ビジネス誌（※）におけるタイアップ広告（カラー2ページ以上）  
※発行部数が1号当たり3万部を超えていること
- ・ 電子版：上記ビジネス誌の電子版内にタイアップ広告  
※誌面掲載記事をWeb用に再構成して掲載することも可
- ・ 誌面掲載及び電子版展開を委託期間内に1回以上実施すること
- ・ 誌面掲載の抜き刷りを作成すること  
抜き刷りは、A4判4ページ以上の冊子を1,000部以上作成し納品すること  
また、併せて抜き刷りのデータを納品すること
- ・ 当該広告に関する実績（読者数、PV数等）を提供すること

## (2) 提案時の記載項目

提案にあたっては、必ず以下の項目を記載すること。

### ア 誌面掲載

- ・ 構成内容

※1回以上は、京都市長の対談を掲載すること

なお、対談相手（案）も提案するとともに、対談報酬については、費用（50万円）として計上すること。

- ・ 掲載回数
- ・ 掲載するページ数
- ・ 掲載する場所（巻頭、巻末など）
- ・ 当該雑誌及び電子版を選んだ理由
- ・ 当該広告に関する分析項目

### イ 電子版展開

- ・ 構成内容
- ・ 掲載回数
- ・ 掲載期間
- ・ 保証PV数及び集客方法
- ・ 当該雑誌及び電子版を選んだ理由
- ・ 当該広告に関する分析項目

## 6 進捗管理

受託者は、適宜本市との打ち合わせを設定し、スケジュールに基づいた進捗報告とその後の進め方について協議を行うこと。

## 7 実施報告書

受託者は、実施する広告毎に、分析結果を提出するとともに、本業務終了後、実施内容が分かる書類を添付のうえ、速やかに実施報告書を提出すること。

## 8 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、別紙1「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に定める内容を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、契約後速やかに別紙2「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出するとともに、本市の求めに応じて立入調査に対応又は別紙3「個人情報取扱事務の委託先への検査チェックシート」を提出すること。
- (2) 本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、本業務の責任者を配置し、適正な人員を配置して正確に行うこと。
- (3) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (4) 本業務を通じて生じた著作権や著作権等の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、事前に受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (5) 本業務で履行した内容に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (6) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。  
なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、事前に本市に対し書面により申請し、承認を得ること。
- (7) 受託者は、本業務で知りえた情報及び業務に係る内容を第三者に漏らすことや、自己の利益その他の目的のために利用することはできない。これは、委託業務終了後も同様とする。
- (8) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に与えた損害は、すべて受託者の負担とする。